

本年4～5月、当法人のスタッフが韓国における貧困対策を現地視察してきたので、その報告を参考資料として提出させていただきます。詳細な資料をお求めの方は、下記までメールをお願いいたします。

稲葉剛(NPO法人自立生活サポートセンター・もやい)

## 韓国における貧困対策

～ マイクロファイナンス (MF) と社会的企業、

日本国内導入の可能性について ～

特定非営利活動法人 自立生活サポートセンター・もやい

大関 輝一

<http://www.moyai.net>

E-mail: [info@moyai.net](mailto:info@moyai.net)

## 1. はじめに

韓国は高度経済成長を経て貧困問題は急速に改善したが1998年のアジア通貨危機（IMF危機）の影響から大量の失業者が発生（1998年有効求人倍率0.09）、貧困率も再上昇した。加えて景気浮揚策として多くの金融機関がクレジットカードを発行し多重債務者が急増。これに伴い自殺者も増加した。韓国政府は事態を改善しようと様々な手を打つが従来の短期の仕事を紹介する程度に留まり効果的な施策を打ち出すことができず政府への批判が集中した。

そこで韓国政府内から欧州の社会的企業やMFを新たに導入してはどうかという声上がる。一方、市民側は事態をなかなか改善できない政府をこれ以上待てないと市民活動が活発化。寄付金を財源としたMFを用いて社会公益的サービスを提供する社会的企業を設立し現在までに約2万人の雇用を創出するに至る。

このような約10年間に亘る民間の活動を評価し現李明博政権が2009年「美少金融計画」を発表。美少金融中央財団を設立し政府が参入することで、MF貸し出し総額を1億4000万W（民間中心）から2兆Wに増額し事業を韓国全土に拡大することを決めた。

以上のような韓国の取り組みは、長引く不況にあえぐ現在の日本社会に大いに参考にするべきところがあるのではないかと考えこの度訪韓した。その概要を以下に報告する。

## 2. 韓国のMF及び社会的企業の特徴

従来の利益追求型の資本主義は結局一部に富と資本を集中させるだけで貧困と格差を生み、社会システムとして持続性を確保することができなかった。一方NPOに代表されるような市民活動も理念は社会公益的な特徴に富む活動も多いが、財政的に寄付金や助成金に頼らざるを得ず、事業の継続性や活動のクオリティを確保することが難しいという現実があった。よって両者の優れた点を融合することはできないかと考えたところに社会的企業の出発点がある。

つまり事業は社会公益的サービスを提供することを目的とする一方、同時に事業の継続性又は雇用を長期に維持する為に経済的収益をあげることも目的としている。そして特に後者においては金融や経営ノウハウなど民間企業の持つスキルを活用することで従来NPO等民間支援団体が弱かった分野を補完し競争原理が働いても生き残れるような支援体制を充実させている。加えて政府も社会的企業に対しては税制面の優遇はもとより、制度的なバックアップ及びアフターフォロー体制を整え、社会的企業が国内で長期に存続及び成長し社会公益的サービスを継続的に提供できるよう支援している。

このように韓国では国内にある各リソースの持つ強みを上手に活かし、従来公的サービスからもれてしまうようなきめ細かいサービスを多くの国民に長期に提供できるシステムを社会的に充実させている。

## 3. MF及び社会的企業の導入

韓国労働部（労働省）は2003年から社会的雇用創出事業を推進することで不足した社会サービスの供給拡大を通じた雇用創出の方法を模索し始め、その中で収益を創出し社会的目的に再投資する「社会的企業」を育成する必要を認識。2007年に「社会的企業の設立及び育成に関する法律」を

施行して社会的企業設立・育成支援事業をスタートさせた。

導入に当たっては欧州の社会的企業をモデルにしている。しかし市民社会が成熟した欧州の社会的企業は市民主導であるのに対し、市民活動が未成熟な韓国国内に欧州モデルをそのまま導入することは困難と考え、政府主導かつ韓国国内の実情に合わせた形での導入を検討した（労働部談）。

例えば最初期においては韓国大企業SKと協力し子会社「幸せの町（弁当屋）」を設立。社会的弱者を雇用しパイロット事業として試験導入。この成功を見て社会的企業づくりを本格化させた。

また現在では下記の点に留意している。

①社会的目的と経済的収益の両立を目指すこと

- ・社会的企業の承認の際、有給スタッフを雇用し、収入は運営費の1.3倍以上とすること。
- ・元々の営利企業は収益の2/3以上を社会的目的に再投資していること。

②総合的に（労働部の主観で）直接雇用+目的を評価する。

③事業持続可能性

\*現在若干収益性を重視した形に制度の見直しを行った。

#### 4. 韓国国内における社会的企業

韓国政府から社会的企業と認定されるには下記の4条件の内どれか一つに当てはまる必要がある。

##### 【社会的企業要件】

- ①社員の30%以上を社会的弱者層から雇用している
- ②事業の30%以上を社会的弱者対象のサービス提供している
- ③①②のコンバインド 20% 20%等も可
- ④その他 上記基準を満たさなくても、政府が社会的企業と認めた場合

また韓国政府が社会的企業を認定する上で用いる「社会的弱者」の定義は下記の通り。

##### 【社会的弱者の定義】

- ・55歳以上の韓国国民
- ・平均年収の60%以下の者
- ・6ヶ月以上の失業者
- ・北朝鮮出身者
- ・一時は働いていたことのある主婦
- ・障害者

\*内部基準で富裕層は外れる。

#### 5. 社会的企業として政府から認証を受けた際の優遇処置

30%以上、社会的弱者を雇用することが社会的企業の認証要件になっている為、一般企業と比べ社会的企業は業界内での競争力がどうしても低くなってしまふ。そこで下記のように社会的企業の事業継続を国が支援する意味合いを込めた優遇が中心となっている。

- ①外注経営コンサル費用 2000万W/3年。但し、1000万W/1年上限
- ②専門的人材雇用費用 3人まで150万W
- ③職員人件費として1人当たり93.2万W/年
- ④法人所得税+法人税を4年間半額。
- ⑤社会的企業のサービス使用の如何を地方自治体の翌年度予算額に反映させる

例えばソウル市内にある社会的企業の物販及びサービスをソウル市が積極的に利用すると内務省行政安全部（総務省）が評価しソウル市の翌年度予算配分に上乘せされる。このように社会的企業の事業を地方自治体が積極的に利用するようなインセンティブを与える仕組みを政府が制度として構築している。

## 6. まとめ

08年のリーマンショック以降、生活困窮に陥る人が本当に激増した。現場ではこの勢いはいまだもって止まる事を知らず従来なら貧困に陥らない中間層までが生活困窮のため相談に訪れる事態となっている。しかし一方、生活困窮者の相談にのり福祉事務所等と同行する支援団体も全国的に増え生活困窮者をセイフティネットにつなぐ入り口機能はこの2年で相当に充実した。

しかし普段生活相談に従事する者として今、最も懸念することは生活困窮した人たちのその後である。生活保護によって最低限度の生活が保障されたとしてもいつまでたっても生活保護から抜け出せない。CWは相も変わらず仕事を探せと本人たちに言う人が多いが今どれだけ仕事がないか現状を分かっているのだろうか疑問に思うことが多々ある。今、本当に日本には仕事がない。そして無いものは逆立ちしても無いのである。しかしふと、無いならないで作った方が早いのではないか？考えた。それが今回のMFと社会的企業に興味を持つ原点である。

韓国の取り組みの最も興味深い点は実はMFや社会的企業そのものではなく、これらに付随したアフターフォロー支援体制の充実である。支援を付けず単に貸付を行った場合、非常に焦げ付き易くなることは第2のセイフティネットがその好例であり、さらに失業者に貸付を行うなど返す当たらない貸付（借金）をすることの危険性を示す例は枚挙にいとまがない。一方韓国は社会的企業とMFを組み合わせたことにより社会的企業の事業収益によってMFの貸付を返す目処を持ち、かつ貸付を行う前からコンサルタントが入り資金のプランニングから事業戦略まで短・中・長期的視野を持ってアドバイスを行う。それによって事業の持続可能性を出来るだけ高め、かつ貸付を着実に返還する。

残念ながら日本にこのような支援体制はない。しかし2010年6月18日に施行された改正貸金業法・特例処置により日本国内でMFを始める法的下地は整った。よってこれからは創業支援ネットワークのような社会的企業の創業から軌道に乗るまでの支援体制を充実させることが重要である。

PSが提唱され被保護者の中間ケアに注目が集まる中、創業支援ネットワークにより全く起業した経験のない者でも社会的企業を起業する体制を整えることは、創業により多くの雇用を生むことで生活保護からの出口戦略になるだけでなく、同時にクオリティの高い社会公益的サービスを広く提供できる可能性を秘めている。